第十三条の次に次の一条を加える。

（土地改良法施行令の準用）

第十三条の二　法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定を準用する。

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部改正）

第五十八条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第九条の二　法第六十三条第一項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

（集落地域整備法施行令の一部改正）

第五十九条　集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（土地改良法施行令の準用）」に改め、同条中「法第十二条」を「土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定は法第十二条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出について、同令第七十四条の規定は法第十二条」に、「は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定を」を「、それぞれ」に改める。

（市民農園整備促進法施行令の一部改正）

第六十条　市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（土地改良法施行令の準用）」に改め、同条中「法第六条」を「土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定は法第六条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出について、同令第七十四条の規定は法第六条」に、「は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定を」を「、それぞれ」に、「同条」を「同令第七十二条の六及び第七十四条」に改める。

（漁船法第三十三条第一項の期間等を定める政令の一部改正）

第六十一条　漁船法第三十三条第一項の期間等を定める政令（平成十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁船法施行令

本則中「漁船法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、「同法」を「法」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（指定認定機関等の指定の有効期間）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第二条　法第四十八条第一項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第十章　経済産業省関係

（外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定による意見の聴取の手続に関する政令の一部改正）

第六十二条　外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定による意見の聴取の手続に関する政令（昭和二十四年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削る。

第四条第一項中「主務大臣（外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）第四条に規定する主務大臣をいう。以下」を「審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。次条において」に改め、「又は異議申立て」、「、これを却下する場合を除き」及び「又は異議申立人」を削り、同条を第二条とする。

第五条の前の見出しを削り、同条中「主務大臣又はその指名する職員」を「審理員」に改め、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「（意見聴取会）」を付し、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条中「若しくは異議申立人」及び「又は異議申立て」を削り、同条ただし書中「又は異議申立書」を削り、同条を第六条とする。

第九条中「若しくは異議申立人、利害関係人又はこれら」を「又は利害関係人」に改め、同条を第七条とする。

第十条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第八条とする。

第十一条中「若しくは異議申立人」を削り、同条を第九条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（調書）」を付する。

第十三条中「署名押印しなければ」を「記名押印しなければ」に改め、同条第四号中「又は異議申立人」を削り、同条を第十一条とする。

第十四条中「又は異議申立人」を削り、同条を第十二条とする。

第十五条を削る。

（鉱業登録令の一部改正）

第六十三条　鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一号中「若しくは異議申立て」を削る。

第三十七条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「職権で予告登録をしなければ」を「経済産業省令で定めるところにより、職権で、予告登録をし、又は命令書に審査請求書を添付して予告登録を命令しなければ」に改め、同条第二項中「経済産業大臣又は」及び「審査請求又は」を削り、「あった」を「あつた」に改め、「命令書又は」、「審査請求書又は」及び「命令し、又は」を削る。

第三十八条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「予告登録を抹消しなければ」を「、予告登録を抹消し、又は予告登録の抹消を命令しなければ」に改め、同条第二項中「経済産業大臣又は」、「審査請求又は」、「裁決若しくは」、「審査請求若しくは」及び「命令し、又は」を削る。

（特定鉱業権関係登録令の一部改正）

第六十四条　特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第十二条の見出しを「（予告登録の抹消）」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同条第二項中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第三項中「のまつ消」を「の抹消」に、「まつ消しなければ」に改める。

第十三条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

（外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令の一部改正）

第六十五条　外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、第五十六条」を削る。